

令和2年第4回東大和市議会総務委員会記録

令和2年12月11日（金曜日）

出席委員（8名）

委員長	荒幡伸一君	副委員長	根岸聡彦君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	和地仁美君
委員	東口正美君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	中間建二君	13番	関田正民君
----	-------	-----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（5名）

副市長	小島昇公君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
行政管理課長	木村西君		

会議に付した案件

(1) 2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情

(2) 所管事務調査

市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること

午前 9時30分 開議

○委員長（荒幡伸一君） ただいまから令和2年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日はこの全員協議会室において審査等いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（荒幡伸一君） 初めに、2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（荒幡伸一君） 朗読が終わりました。

それでは質疑を行います。

○委員（和地仁美君） それでは質疑させていただきます。

この陳情では、集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担の方針を市議会議員に開示したのにもかかわらず、市民にも開示していないので開示してほしいということと、その内容を市民に説明してほしいということなので、情報の開示という点と市民への説明という2点について確認をしたいと思っております。

まず開示という点では、市のホームページでは検索機能がありますが、そこに使用料、方針などを入れて検索をしますと、今年の9月30日の庁議関連の情報として、陳情の添付資料と同様の内容を確認することができます。よって、陳情者が求めている開示については達成されていると私は考えます。

一般的に「公表」といえば、広く一般の者に知らしめるということになりますが、「開示」は一定のものに対してその内容を伝えることとされております。その点では、ホームページに掲載しているという状況があるのですので、広義では公表とも言える状況になると思っておりますが、東大和市として開示と公表についての定義があるか教えてください。

○行政管理課長（木村 西君） 市といたしまして特に明確な定義を示したものはございませんが、一般的には開示とは、広辞苑におきまして「明らかにすること」とされております。市公式ホームページで令和2年9月30日の庁議の結果といたしまして掲載されているものにつきましては、令和2年9月25日市長決裁の「使用料・手数料のあり方における市の方針」そのものではありませんが、掲載内容につきましてはほぼ同じものがございます。ホームページに掲載されておりますことから、開示と言えらるかと考えております。

市といたしましては、市民の皆様には使用料・手数料等の見直しにつきまして、制度として公表、説明する場合は、今の段階では不確定な情報でありますことから、実施時期を決めまして、平成27年に策定いたしました現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針の改定後に公表、また説明したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） そうしますと、今の御答弁では、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針の改定後に公表、説明したいということでしたが、陳情の添付資料の書面のタイトルは「使用料・手数料等のあり方における市の方針」となっていて、「基本方針」と「方針」との違いがあり非常に紛らわしいんですけども、この2つの関係性について教えてください。

また、使用料・手数料見直しに係る基本方針、現行のものは冊子になってるんですけども、それがPDF——電子書類っていうんですかね、の形になったものが市のホームページの市政案内のカテゴリーのページで、いわゆる公表というような形でされてるんですが、この陳情に添付されている方針、先ほど「基本方針」と「方針」の違いを聞きましたが、この方針っていうことについては、同様のような形で市のホームページで公表をなぜされないのかについて教えてください。

○行政管理課長（木村 西君） 現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針につきましては、使用料・手数料等の見直しの基礎となります基本的な考え方、また見直しの手順、原価計算等の統一的な基準を示したものでございます。使用料・手数料について適正な水準を維持していくため、今後の見直しについてはこの方針について基づいて行うものされております。これは、平成27年の使用料・手数料等の見直しの際に策定いたしまして、市公式ホームページで公表し、実際の見直しをこの基本方針を根拠にして進めたものでございます。

また、当時のその概要につきましては、市報に掲載して周知をさせていただいてるところでございます。

この基本方針の中に、今回の見直しの基となります、これまで徴収していない施設の設置目的に沿った利用に伴う使用料の設定、減額・免除のあり方、原価計算のあり方などの課題が、今後整理が必要な項目として示されております。

この基本方針の課題を受けまして、第5次行政改革大綱推進計画では、取組項目の一つといたしまして、使用料・手数料等のあり方を検討することとしておりまして、今回の使用料・手数料等の見直しを検討委員会において進めたものでございます。

また、陳情の資料に添付されております、使用料・手数料等のあり方における市の方針につきましては、ただいま御説明をいたしました、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針に示されております課題に対して検討委員会で検討して、その結果を受けて市として現時点での方針を定めたものでございます。

公表につきましては、市では、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針を使用料・手数料等の見直しの根拠としておりまして、実施時期が未定であることからその改定ができないため、現時点では公表や広く説明のできる時期ではないと考えております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 今、答弁でいろいろと御説明いただいているんですけども、要するに陳情の添付資料の書面のタイトル「使用料・手数料等のあり方における市の方針」は、最終的な、すなわち公表する時期を含めた確定方針である使用料・手数料見直しに係る基本方針を改定するための大きな基の方針であるというふうに理解しましたが、なぜこの陳情に添付されている「基本方針」ではなくて「方針」のほうを市長は決裁したのかについて教えてください。

○行政管理課長（木村 西君） これまで検討委員会では、使用料・手数料等の在り方を検討してまいりました。その結果について、検討委員会からの報告を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響で実施時期が、今後の状況を見ながら改めて検討することとなっておりますが、市の考え方を一旦整理するため、令和2年9月25日、市長決裁によりまして使用料・手数料等のあり方における市の方針を決定したものでございます。

なお、実施時期が決まった後には、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針の改定事務を進めることとしております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 了解しました。一旦市の考え方を整理するために市長が決裁したということだと思いますし、現行の使用料・手数料の見直しに係る基本方針はまだ改定はされて——改定に手はつけてないと。

実施時期が未定だから、いまだ不確定な情報ということで、市の答弁からは読み取れるんですけども、ではなぜ、この不確定な情報にもかかわらず市議会議員に情報を提供したのでしょうか。また、市議会議員には、この情報にもかかわらず、日頃書面や全員協議会などで様々な情報提供いただいているところですが、私が思うに、市議会議員に情報提供されたものは、全て市報などで公表されているということではないのではないかというふうに思います。その点について、市議会議員に情報されたものは全て公表しているかどうかについて確認させていただきたいのと、市民に公表する情報と市議会議員に提供する情報の違いは何かあるのかについても教えてください。

○行政管理課長（木村 西君） 今回、市議会議員の皆様へ情報提供いたしましたのは、使用料・手数料等のあり方検討につきまして一般質問等で取り上げられていたこと。市民の負託を受けた市民の皆様のご代表でありますことから、実施時期は今後の状況を見て改めて検討することとなっておりますが、その経過としてお知らせをしたものでございます。

また、市議会議員の皆様へ情報提供するもの全てが市報等で公表されてるものではないと認識しております。

それから、今回市議会議員の皆様へ経過をお知らせをいたしました。今後実施時期によっては、現在の方針内容を変更する可能性があることなどが想定されますので、現時点での内容として市議会議員の皆様には御理解いただけると考えたものでございます。一方、市民の皆様へ、実施時期や最終的な内容が不確定な情報を広く公表することは、混乱を招く可能性があると考えております。

したがって、今回の場合には、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針を改定後に、市民の皆様へ情報、また公開することが重要であると考えております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） まあ了解しました。

市のほうとしては、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針の改定後に、市民の皆様へ公表、説明するというふうにしたということですが、そもそもこの使用料・手数料の見直しをする場合には、公表、説明の義務が法や条例などで定めてあるのかどうかについて確認したいと思います。

また、市には様々な行政課題があり、この使用料・手数料だけにかかわらず市民の生活に影響する事業ばかりと言ってもいいと思いますが、それぞれの担当課によって、その公表や説明、それから市民の意見聴取の方法がばらばらのような印象もありますが、法や条例までの厳粛なルールとまでは言わなくても、市として新規事業や既存の事業を何か変更したりするとか、そういう市民に影響のあるものなどの公表や説明、意見聴取の基準というものを市として持っているのかについても確認させてください。

さらに、最終的には、こういったものは条例改正を行わなければならないものが多いんですけども、例えば使用料や税金などについては必ず条例改正、すなわち議決案件になると思いますが、そのようなものを市民に公表や説明をする場合、どのようなタイミングで行っているのか、今までの経緯について教えてください。

○行政管理課長（木村 西君） まずは、使用料や手数料を見直す場合でございます。公表や説明の義務はない

と認識しております。ただし、今後、公表、説明を行う必要のある案件であると認識しております。

公表、説明を行う時期は、市の考え方といたしましては、使用料・手数料の見直しの根拠と位置づけています平成27年6月3日に策定いたしました現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針を改定した後であると考えております。現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針につきましても、策定後に公表をしているところがございます。

基準につきましては、意思形成過程で市民の意見を聴く方法としてのパブリックコメント制度については、要綱を定めまして、それに基づいて行っておりますが、新規事業や既存の事業のうち市民に影響のあるものなどに対しましては、公表や説明の基準はないと認識しております。

また、条例改正が必要なもので諮問や答申があるものは、市の公式ホームページ等で公表し、市として実施時期また施行日、改定内容が決定した後に条例改正し、条例可決後にその内容について改めて公表するものと認識しております。

一般的な条例の制定や改正につきましては、全員協議会などで御説明することもあります。事前に公表しないで市議会に御提案しているものが多いと、このように認識しております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） すみません、長々と。最後に2つだけ確認させてください。

新型コロナの影響もあるので、市として、今後どの時点でどのような方法で市民に公表し説明する予定かというのは、ちょっと難しいかもしれませんが、現時点で考えてる予定があれば教えてください。

また、現時点の、先ほど言った庁議の関係で情報開示っていうふうな形になってると思いますが、そのような段階でも、当市には多摩湖塾のような出前講座制度がございますので、ホームページでそういった方針を確認されて、この出前講座制度などを利用された市民の方がいた場合に、その使用料・手数料などの在り方における市長が決めた方針について少し教えてほしいというオーダーがあった場合は、市のほうはその内容について説明をするっていうことは可能かどうかについて、この2点を教えてください。

○行政管理課長（木村 西君） 現時点での考えといたしまして、まず市民への公表と説明の時期についてですが、実施時期を決定した後に、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針の改定に着手をいたします。その後、基本方針の改定案により、全員協議会などで市議会の皆様に御説明をいたしまして、市民の皆様への公表、説明をしたいと考えております。その後、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針を改定いたしまして、必要な条例改正の事務手続をして、市議会へ御提案したいと考えております。

したがって、基本的には現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針の改定後に公表、また説明することを考えておりますが、出前講座などの制度の中で、現段階での説明を個別に求められた場合につきましては、実施時期が未定であること、また今後、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針の改定が必要であること、関連する条例の改正が必要であることなどを御説明した上で、内容を説明することは可能であると考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 基本的に、先ほどの論議を聞いてると、細かい点でいろいろ、市の説明の仕方とかいろいろ論議してましたけども、この陳情内容からすればですね、市民からすれば素朴な疑問として、今まで無料で使ってた公民館とか学習等公共施設、さらに集会所等が、その趣旨に合った活動をするにもかかわらず有料化されるんじゃないかと。そのことについて大変ね、驚きと、何でこうなるんだっていうちょっと疑問を

持っているからこそ、こういう陳情が出てきたと思うんですね。

それで、ちょっと先ほどの説明聞いてると、実施時期がまだ未定だから説明できないってのは全然納得できないんですけども。つまり、新型コロナのことがあったからね、今実施時期は未定だって言ってますけども、こういう内容で、市の方針でも文章書いてありますけども、受益者負担の考え方とか持続可能な行政運営を行うために、原則として応分の負担を求めることとするっていうことで、市民的にはこれちょっとよく意味がつかめないと思うんですけども、そういうことを述べてるわけですね。

当然、こういうことを方針決定した段階で、市民にきちんと説明すべき事案であると思うんですけども、その点はなぜそう説明をしようと思わないのかが不思議でならないんですけども、それに関してはどうなんでしょう。

○**行政管理課長（木村 西君）** 市といたしましては、市民の方に公表、御説明する時期とすると、現行の使用料・手数料見直しに係る基本方針、こちらを改定した後であるというふうな、このように考えております。したがって、実施時期がまだ今後検討するというようになっておりますので、それが決まって、現行の使用料・手数料に係る基本方針、これを改定した後に公表、御説明をしたいというふうな考えております。

以上でございます。

○**委員（中野志乃夫君）** その説明が分からないから聞いてるんですけども、つまりね、もうこういうふうな求めると、見直しをするんだっていうことを言ってるわけですから、そのこと自体をまず説明すべきであってね、具体的な金額云々はまた後でもいいんですよ。ただね、こういう事情だからこういうことをしたいんだと、市民にまず説明すべきのが当然原則だと思うんですよ。

で、今の話で、じゃ逆に言うと、コロナ云々はあったけども、じゃ、実施しないってこともあり得るんですか。つまり説明しない、つまり改定しないということもあり得るという内容だから説明できないっていうことであれば、ああそうなのかなと。じゃ、もう一回見直してですね、最終的に応分の負担を求めないと。もう一度見直した上で考える。つまり、説明する時期もはっきりしてないから、そういうことであるなら分かるんですけども、そういうことでいいんですか。

○**企画財政部長（田代雄己君）** 実施時期が未定ということは、実際、今新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いているということでございます。市としましては、大きな方針としては受益者負担の必要性を認めているということで、今回の市の方針の考え方としてはあります。一方で、この方針の実施時期にありますように、新型コロナウイルス感染症の市民の皆様への影響などを考慮して、今後その実施時期を改めて検討するということとしております。ですので、まずはこの感染状況を冷静に判断する必要があるかなというふうな思っているところでございます。

そして、その状況というのがまだ不透明でございます。その実施時期を決めた段階でございますね、またそこで社会経済状況の変化がありますので、今回市の方針として定めた内容も一回見直す必要がある。改めてこのままいけるかどうかという見直しが必要であると思っております。ですので、その段階がまだ、何しろ実施時期が不透明でいつになるか分からない段階でございますので、ここです、大きな方針は決まったとしても内容が不確定な段階でございますので、それを改めて実施時期が決まった段階で、そこで御説明する必要があるかなというふうな考えているところでございます。

以上でございます。

○**委員（中野志乃夫君）** 今の説明ですとね、まあこのコロナのいろいろ問題で、確かに市財政もいろいろまた

大変になってくる。また逆に言うと、市民の生活もいろんな意味で大変になってくるということからね、いろいろそういうことも、まあ、今の答弁だと本当に見直しをもう一度改めて考え直すっていうふうにも聞こえますけれども、ただ、今時点で言えばね、ここにこういった文章まで載ってるわけですから、当然この時点での考え方をやっぱし市民にはちゃんと説明して、何とかな、多くの実際、公民館とかそういう施設、利用者さんとしては既に大きな話題になってますしね、どうなるんだということになってますから、当然それは市としては説明すべきことだと思うんですよ。とりわけこの、行政改革の一環とはいえ、具体的にこういう文化施設といいますか、そういうものに対してもお金を求めるような、大きな転換をしようとしているわけですからね。その点はやっぱし当然市として市民に説明する義務は当然あると、そういうふうに認識しますけどもどうなんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 私どもも、この改定の時期が決まって基本方針を改めた後、改定事務を進めるときに市民の皆様公表して説明する、そういうつもりでいるところでございます。ただ、その時期がまだ不確定ということです。ですので、そういうことも踏まえてですね、今の段階では不確定な情報であるということと、この内容が市民の皆様混乱を招く可能性もあるということで、きちんと実施時期を決めた後に基本方針を改定し、そこで皆様に御説明あるいは公表していきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（森田真一君） 私は、最初にこの陳情をいただいたときにはシンプルに、2月には説明を求めたけれども説明できる時期ではないと、決定してからじゃないと説明できないということだったけれども、このたび9月25日には市長が、この有料化、利用者負担、有料化の方針を決定をされたというふうに明らかになったので、この陳情を出された。そういう経緯から見れば、この開示、説明を求めるというのはまあ当然の要求かなというふうに思いました。

ところが、今ほど他の委員の方々からの御質問に市が答えられてる話を聞くと、この方針が決定されたのか、結局のところ決まってないのか、全く聞いている間に分からなくなりました。何か決定はしているけど決まっていないみたいな、どっかで聞いたことあるような、そんなようなふうにしか聞こえなくて、非常にもやもやしてきました。

伺いますが、1つはですね、私は今、この庁議付議事案書で決定要旨を見てるんですけども、ただし、この在り方に基づく使用料等の見直しの実施時期については、新型コロナウイルス感染症の市民への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討することになると。何月何日にやるかどうかは別としても、こういうことを決めたよっていうふうに決定をされてるわけでありまして、これは立派な決定だと、私はこれ見て思ったんですよ。つまり、このことを説明すれば、それで事足りるのではないかというふうに思うんです。

こういうことを言うと市民が混乱するんじゃないかっていうふうに、先ほどお答えありましたけども、逆に、こういうことも含めて、こういうシーケンスでやってるんだって、考えてるんだってということを説明しないと余計混乱する。余計混乱するから、こういう陳情も出さざるを得ないようなことになるというふうになってるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 繰り返しになりますけれども、新型コロナウイルスの影響がどういう状況になるか分からないということで、今御紹介ありました実施時期はまだ検討、今後の検討ですよという話になってるところでございます。そういうこともありまして、何しろ内容そのものが固まっておりませんので、内容と

うか、方針は出ておりますけれども、今後の実施時期によりまして、その内容の変更の可能性も生じる可能性もあるということで考えております。

そういうこともありますので、今の段階で広く市民の皆様に御説明の機会を設けるとか、公表する機会を予定してるものではないということでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 今の御説明だと、一旦こういう内容で決定はしたけれども、その決定した中身そのものが極めて不安定なものであるということが分かるのかと思います。私は、この決定そのものを一旦止めて、コロナの影響の収束が明らかになったところで、改めてこれを出してくるというようなことのほうが、むしろふさわしいのではないかというふうに思いました。

ここで一つ伺っておきたいんですが、ここにある新型コロナウイルス感染症の市民への影響っていう、その「市民への影響」っていうのは、一体具体的には何を、誰の何を指しているのでしょうか。

○副市長（小島昇公君） コロナウイルスの関係は、昨日も東京都で600人を超えると、陽性者が出てるといような状況で、正直言いますと、これを検討した時期から比べても非常にゆゆしき心配な事態になってるのかなと思っております。

そういう意味でいいますと、市としましてそれぞれの施策を出していただいて、市民の皆様にコロナの影響、生活や子育てとかいろんな面での助けになるような施策を一生懸命尽くしております。そういった意味で、このコロナの影響が進んでいくとさらに、お仕事なくなってる方もいるとかいろんな影響が出ておりますので、経済を含めたそういう影響というふうに考えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 今のお答えからすると、主たる影響というのは市民個人個人の経済的な状況ということになるのかと思いますが、一方で、この公民館や市民センターの使用料というのは、お一人お一人がお支払いされるものではないですよね。これはほかの使用料・手数料と比べるとちょっと特別っていう感じであります。大体がサークル、団体などが負担をするわけでありまして、個人個人が負担してるわけじゃないですよね。結果的に、後で会費でまた分担したりとか、そういうことはあるかもしれないですけど、市と支払っている対象ということでいえば個人ではないですから、経済的な影響って測定のしようがないですよね。

そのところでいうと、どう配慮することができるのか。多分こちらが勝手に想像するには、そうはいつでも地元の皆さんお一人お一人の会費等に跳ね返るといこともあって、そういうことも含めてこのコロナの影響というのをよく見定めてからじゃないと、具体的には公表できないという意味合いだとは理解していますけれども、改めてその点を伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 今現在、現時点では感染者が増えるような状況でございます。ですので、今後収束の時期もはっきり見えていないということが考えられます。今、経済的な状況もございますけれども、加えまして感染状況もございまして、イベントなどの開催や規制の緩和状況というんですかね、そういうこともあると思います。また、感染防止対策がより進む可能性もありますので、そういうこともあると思いますので、そういうところも含めて考えたいと思います。

また今、個人と団体ということで、この部屋の貸出しは団体が主になってるかと思っておりますけれども、やはり総合的にそれらを勘案するというところで判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 陳情者含め、市民の皆さんがやっぱりこの内容を知りたいっていうふうに、知らせる必要があるっていうふうに思っているのは、やっぱりそもそもの出発点のところになるわけですが、こういった学習供用施設や公民館の利用が教育基本法の趣旨からして、無料で提供されるのがそもそも望ましいんだと。地方自治法上では課金することは可能ではあるけども、そうじゃないんだっていうことから出発しているわけでありまして。

私が今、誰が対象なんですかって聞いたのは、この教育基本法の考え方でいえば、お一人お一人の経済状態が違うから、そのことを保障するためには団体に幾ら賦課するっていうのも、最終的には個人がその中でこの社会教育活動等に参加できるできないっていう、こういう事態になってくるので、そのことを憂慮して、少なくとも今の時点ではまず情報を提供してほしいと、こういう趣旨なのではないかというふうに考えます。これは憲法上の要請からしても極めて重要なことだと思います。

教育基本法では、ここのところは憲法とは書き分けて、改めて経済的地位によって教育条件が差別されてはならないということを言ってるわけですから、特別な配慮は必要なのではないかと思います。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） 今のは意見ということでしょうか。

○委員（森田真一君） はい。

○委員長（荒幡伸一君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 6分 休憩

午前10時10分 開議

○委員長（荒幡伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（荒幡伸一君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（荒幡伸一君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情に、賛成の立場で討論をいたします。

本陳情は、令和2年第1回定例会、総務委員会で陳情された、2第2号陳情 市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機

会を求める陳情が、まだ方針決定されていないことからという理由で不採択となったことから、その後、令和2年9月25日に市長決裁で有料化方針が決定したことを受け、市民に決定内容の開示、説明をすることを求めています。

私は、ただいまの質疑を伺い、この有料化方針についてはコロナの影響が収束するまで一旦棚に上げ、これを進めないようにすることが、この方針との関係では整合性があるものではないかというふうに思います。前回不採択となった理由に鑑みて、この陳情は当然の要望であり、市報やタウンミーティングなどの方法で市民に速やかに決定内容を知らせることを求めます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 2第15号陳情に関して、賛成の立場で討論いたします。

尾崎市長はこの間、市民ミーティング等を、市民に開かれた市政を標榜して、この間熱心な活動をされてると私は評価しております。ですから、今回こういう問題に関してもきちっと説明するべきは説明して、やはり市民からの意見をよく聴く。その上でいろいろ行政判断をしていただきたい、そう思っております。

この内容的なことではいろいろな山ほど言いたいこともありますけれども、基本はまさに市民の方は本当に行政にちゃんとした説明を求めている内容でありますから、こういった内容に関してはやはり議会としては当然採択すべきだと考えます。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） 討論を終了して……

○委員（東口正美君） 第15号陳情には反対の立場で少しお話をさせていただきます。

今質疑を伺わせていただきました。同内容の件に関しましては第1回定例会でも陳情が出されておまして、制度が不確定な場合には、市民への混乱を招くことからなかなか説明ができない状況であるということで、その後9月に方針は決定をしたということでございますけれども、今の質疑を伺う限りでは、制度はまだ決まっていないということ。また、いまだかつて経験したことがない新型コロナウイルスという禍中にありまして、その実施時期も未定であるということから、事実上凍結してるような状況だというふうに考えます。

このような中で、実施時期が見えない中での説明はできないということが、1回目の陳情のときと同じような状況であるというふうに理解をいたします。一方で、先ほどありましたように、尾崎市長はこの事務事業につきまして過程を開示していくということで、開示はされているということでございますけれども、これが広く市民への説明になっているというふうには理解をしております。この陳情が言うように、このような方針のことで進むということであれば、多くの市民に丁寧な説明は当然でありますし、我が会派としましては、この件については慎重に検討することを今までも求めてまいりました。

ですので、このような事業に進むということであれば、方針を丁寧に市民に説明し理解を得なければならぬというふうに考えます。しかしながら、このコロナ禍におきまして、これを説明する時期に至っていないということは理解をできますので、1回目の3月議会で行われてるように、まだ制度が不確定な中で説明をすることは困難だというふうに考えますので、この陳情には反対をいたします。

○委員長（荒幡伸一君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（荒幡伸一君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時18分 開議

○委員長（荒幡伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（荒幡伸一君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から、令和2年9月から令和2年11月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認をお願いいたします。

この資料について質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（和地仁美君） ありがとうございます、資料。

全てこれ誤報となっておりますが、誤報、結構朝早い時間であったり夜遅い時間、遅いというかありますけれども、この誤報っていうのは、ちょっといろんなパターンがあると思うんですが、ちょっと幾つか代表的なものについて、把握されていれば教えていただきたいんですけども。

○総務部参事（東 栄一君） それでは、お手元の資料で、今全部で7個ありますけど、概略お答えいたします。

（1）から（4）までの事案につきましては、全て同じ介護老人保健施設での誤報でございます、同じ入所者が誤って自動火災報知機のボタンを押したというものでございます。こちらについては、施設側でカバーをつけたりして対策を講じておりましたが、それでもできないということで、（4）の9月24日木曜日のところ、北多摩西部消防署のほうで指導に入らせていただきまして、その結果、それ以降については、この施設については誤報はないという状況になってます。

（5）につきましては、これは狭山4丁目にある介護施設で、同じように入所者が誤って自動火災報知機のボタンを押したものというふう聞いてるところでございます。

それから（6）につきましては、これは芝中住宅ですね。調理中の煙を誤認して通報したというものでございます。

最後の（7）につきましては、桜が丘1丁目にある高層住宅でございますけども、近隣の清掃工場の煙を火災の煙と誤認をして通報したものであるということでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 了解しました。

なかなか、高齢者施設でカバーを頑丈にし過ぎて通報が遅れるようでも困りますけれども、今消防団の方たちもコロナの関係で、やっぱりいろいろと気をつけられてることもあると思いますし、逆に半分ボランティアでやられているっていう部分で、自治会などが協力金みたいなのを集金するっていうのは、うちの地域では、コロナなのでそれも今年は消防団は大丈夫、頑張りますのでやめますなんていう、そういうような状況になってる中で、あまり誤報で皆さん集まるっていうことも、なるべく気をつけられるところは気をつけてやっていただければなというふうに思いますので、市のほうとしてできることは限りあると思いますけれども、ほかの部とも連携してですね、ちょっとそういった誤報について各施設にちょっと通達を出すなど、予防できることがあればしてはどうかというふうに思いましたので、これは意見です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 以上で本件の報告を終了いたします。

○委員長（荒幡伸一君） これをもって、令和2年第4回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時22分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 荒 幡 伸 一